

# 令和2年三重県議会定例会

## 防災県土整備企業常任委員会説明資料

### ◎議案補充説明

議案第135号「工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）」	1
--	---

### ◎所管事項説明

1 「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（防災対策部主担当分）	3
2 新型コロナウイルス感染症への対応について	4
3 令和2年度第1回三重県総合図上訓練の実施結果について	10
4 令和2年度三重県・伊勢市・玉城町・度会町総合防災訓練の概要について	15

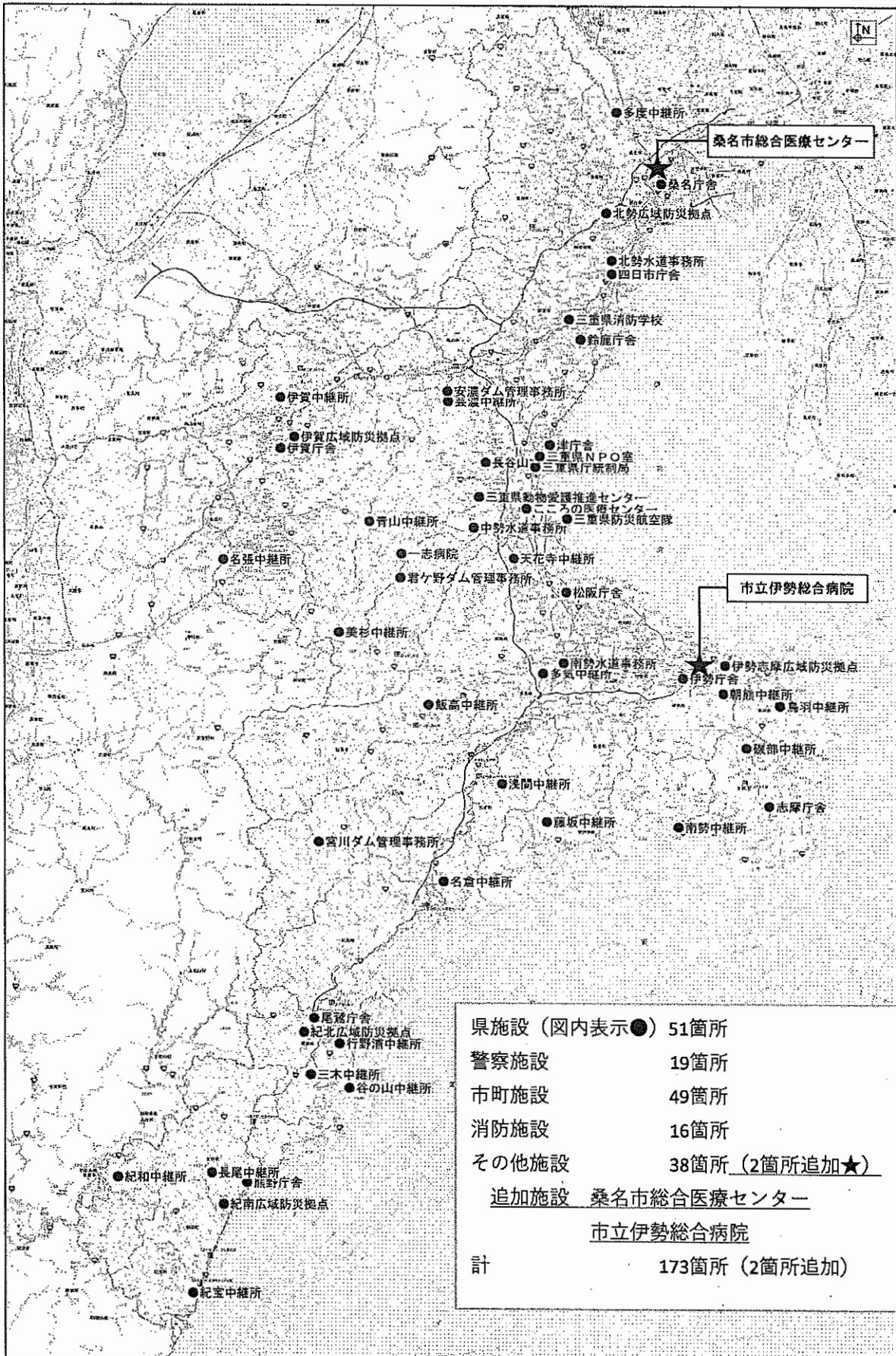
令和2年10月8日

防災対策部

## 議案第135号 工事請負契約の変更について

議案番号 第135号 工事請負契約の変更について	
工 事 名	三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事
施 工 場 所	変更前 三重県津市広明町13 他170箇所（計171箇所） 変更後 三重県津市広明町13 他172箇所（計173箇所）
契 約 金 額	変更前 7,018,000,000円（消費税等含む） 変更後 7,189,055,500円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中区東桜一丁目14番11号 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 中部社 変更前 社長 古賀 司郎 変更後 社長 細貝 邦行
契 約 工 期	議決日から令和5年3月24日
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>
地上系多重無線・有線系工 幹線系無線設備工 統制局、支部局、準支部局、中継局整備 有線系防災通信設備工 気象情報配信、映像システム整備 地上系260MHz帯無線設備工 端末局整備	新たに災害拠点病院として指定された2か所の病院への端末局の設置が必要となったこと、ならびに、本工事の施工箇所が171箇所と多数であるため、全ての施工箇所について仕様書で現地精査を行うこととしており、その結果を受けて設計内容を見直したことから、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき、増額を行うものです。
契 約 方 法	随意契約

# 位置図



1 『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見  
への回答について

(防災対策部主担当分)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る自助・共助の推進	防災対策部	防災訓練への参加など県民の自助・共助の具体的な行動に結びつくよう、関係各部局の様々な事業を通じて、県民一人ひとりの防災意識の醸成・向上に取り組まれない。	災害を我が事として考えていただくことが重要であり、特に「共助」を重視し取組を進めています。「防災の日常化」の定着をめざし、引き続き、各部局と連携し、防災意識の向上に努め、多くの方に訓練等に参加いただけるよう取り組んでまいります。
			大川小学校津波訴訟の判決を踏まえ、津波避難に関する学校の危機管理マニュアルの点検・整備、家庭や地域と連携した実効性のある防災訓練の実施を検討されたい。	学校の危機管理マニュアルの改訂にあたっては、これまでも各学校と意見交換のうえ、助言等を行っており、大川小学校津波訴訟の判決を踏まえ、避難計画の作成や訓練の実施等が危機管理マニュアルに位置付けられるよう、引き続き指導・助言を行います。
			木造住宅の耐震化について、補強工事の実績が少ないことから、耐震診断受診後の住宅所有者に補強工事を促す効果的な取組を検討されたい。	補強工事を促すため、学識経験者等と連携し、耐震診断の方法や補強方法を見直すなど、工事費のコストダウンに向けた検討を進めてまいります。
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	高齢者等だれもが過ごしやすい避難所づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症の予防、災害関連死対策等の観点から、国際的な基準も参考に、避難所への段ボールベッドなど簡易ベッドをはじめとした資機材の整備を検討されたい。	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応を強化するため、本年5月に三重県避難所運営マニュアル策定指針を改訂して、一人あたりの必要面積の拡大や、段ボールベッドの活用等を明記しました。引き続き、地域減災力強化推進補助金等により、市町が取り組む避難所の環境整備を支援するとともに、県としても必要な資機材の備蓄を進めてまいります。

## 2 新型コロナウイルス感染症への対応について

防災対策部では、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の運営や総合的な方針立案等に携わるとともに、災害時に市町が開設する避難所における感染防止対策に向けた支援等を行っています。

### 1 「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の運営

防災対策部では、危機管理の観点から「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」事務局の総括班を担っており、本部の運営や総合的な方針立案等に携わっています。

今後も引き続き、県内及び全国の感染状況をふまえ、対策を検討していきます。

[対策本部で取りまとめた主な措置等] (今年度)

- ・三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」(4月10日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～(4月20日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2～三重を守るために～(5月5日)
- ・三重県緊急事態措置解除の基本的考え方(5月11日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」～命と健康を守るために～(5月15日、5月22日一部改訂)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver.2～県民の皆様へ 命と健康を守るために～(5月26日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver.3～県民の皆様へ 命と健康を守るために～(7月28日)
- ・三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」(8月3日、8月14日改訂)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver.4～県民の皆様へ 命と健康を守るために～(8月31日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver.5～県民の皆様へ 命と健康を守るために～(9月18日)

### 2 県主催のイベント開催の判断基準

「三重県指針」等の発出と併せ、県主催のイベント開催の判断基準を庁内等に示しており、現在の「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」は、別添資料のとおりです。

今後とも、県主催のイベントが感染防止の観点から適切に実施されるよう、国の動向や県内の感染状況をふまえ、判断基準の検討及び庁内等への周知・徹底に努めます。

### 3 避難所における感染防止対策

避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策を促進するため、5月に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂するとともに、8月には自主防災組織リーダーを対象とした研修会を開催しました。

また、感染防止対策として必要となる非接触型体温計、手指消毒液、マスク、使い捨てビニール手袋を「三重県地域減災力強化推進補助金」の対象品目に追加するとともに、6月補正予算で増額することで、市町の取組を支援しました。あわせて県においてもセーフティネットとして、マスク、消毒液、簡易トイレの備蓄を行っています。

加えて、市町からの要請に応じて避難所運営訓練にも参加し、防災技術指導員等が指導や助言を行っています。

このような取組を通じて、各市町においては、避難所運営マニュアルの改訂や感染防止対策の資機材整備が行われ、災害時に避難が必要な場合には、感染防止対策が図られた避難所を設置する態勢の整備が進んでいます。

今後とも各避難所の対策実施状況の検証を支援するなど、市町と連携して避難所における感染防止対策を促進していきます。

#### 【これまでの主な取組】

- ・新型コロナウイルス感染症の対策に関する情報の提供（4月21日）
- ・「三重県地域減災力強化推進補助金」対象資機材の追加（4月21日）
- ・「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改訂（5月29日）
- ・感染防止対策資機材の備蓄（6月補正）
- ・「三重県地域減災力強化推進補助金」の増額（6月補正）
- ・避難所分散化への支援（ホテル・旅館業組合の名簿の市町への提供、県有施設の活用）（6月2日）
- ・避難所運営訓練への参加  
（7月5日紀宝町、7月31日伊勢市、9月6日木曾岬町ほか）
- ・自主防災組織リーダー研修（8月1日）

#### 【市町の主な取組】

- ・市町避難所運営マニュアルの改訂、職員用マニュアルの作成
- ・避難所運営訓練の実施
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止資機材の整備

#### 4 その他の対策

9月1日に実施した総合図上訓練では、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況での災害対応力の向上を図ることを目的として、「三つの『密』」を避けた分散型災害対策本部により、南海トラフ地震を想定した訓練を実施しました。(詳細は項目3に記載)

また、発災時等に県内市町や被災県へ派遣する職員が使用するマスク、フェイスシールド、手袋など必要な資機材をあらかじめ購入し準備しておくことで、現地の情報収集や支援を行う職員が、感染症対策の上、活動できるようにしています。

今後も、県民の生命・財産を守るため、適切な新型コロナウイルス感染症対策をとった上で、災害対策活動を行える体制づくりに取り組んでいきます。

**新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準**  
(令和2年9月18日時点)

**1 基本的な考え方**

9月末までは現在の開催制限を維持することとしていましたが、9月19日以降のイベント開催の取扱いについて、国の方針が示されました。

このことや、県内及び全国の感染状況をふまえ、県が主催するイベントについて、9月19日以降、次のとおり取り扱うこととします。

- ・不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とします。
- ・参加者が特定できる場合においても、入場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができない場合は、中止または延期とします。
- ・県外での開催については、当該都道府県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討するものとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、イベントの形態によってリスクが異なることから、形態ごとに以下の人数上限及び収容率を目安（いずれか小さい方を限度）とし、2の感染防止対策を講じたうえで実施するものとします。

(1) 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント

人数上限	収容率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%</li> <li>・収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人</li> </ul>	100%以内

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けることとする。

(2) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント

人数上限	収容率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%</li> <li>・収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人</li> </ul>	50%以内

※固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとするが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けること。結果として、収容率は50%を超えることもある。

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m以上）を空けることとする。

## 2 開催する場合の感染防止対策

次の項目など適切な感染防止対策を講じることとします。

### (開催前の対策)

参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- ・県外にお住まいの方は、当該都道府県の移動に関する方針に十分留意し、対応していただくようお願いします。
- ・感染者が多数発生しているエリアにお住まいの方は、参加について今一度検討いただき、控えていただくようお願いします。
- ・海外への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- ・発熱等の症状がある方は参加できません。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
- ・スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- ・参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

### (開催時の対策)

#### ア) マスク着用の徹底

- ・マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布すること。

#### イ) 大声の抑止

- ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
  - \*隣席の方との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提)
  - \*演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
- ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止すること。

#### ウ) 手洗い

- ・こまめな手洗いの推奨を行うこと。

#### エ) 消毒

- ・消毒液を設置し、こまめな手指消毒の推奨を行うこと。
- ・主催者側による施設内のこまめな消毒を行うこと。

#### オ) 換気

- ・こまめな換気を行うこと。

#### カ) 密集の回避

- ・入退場時や待合場所等の密集を回避する措置を講じること。

#### キ) 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止の措置を講じること。

#### ク) 参加者の制限

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある参加者の入場を防止すること。

ケ) 参加者の把握

- ・事前申込時または入場時に連絡先を確実に把握すること。

コ) イベント前後の行動管理

- ・イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起を行うこと。

※収容率100%で開催する際は、ア) マスクの着用とイ) 大声を出さないことの担保を前提とする。

### 3 留意事項

- ・本開催基準の適用は、11月30日までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
- ・イベント開催時における対策の徹底が担保できない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

### 3 令和2年度第1回三重県総合図上訓練の実施結果について

#### 1 訓練の目的

新型コロナウイルス感染症が発生している状況においても、的確に災害対応を行うことができるよう、大規模地震を想定した総合図上訓練を、「三つの『密』」を避けた分散型災害対策本部で行うことで、災害対応力の向上を図ることを目的として実施しました。

#### 2 訓練日時・場所・想定

(1) 日時：令和2年9月1日(火) 9時00分～16時00分

(2) 場所：県庁行政棟及び県庁講堂

(3) 想定：

- ①南海トラフ地震（過去最大M8.7）が令和2年8月31日（月）9時00分に発生。  
（発災24時間後を想定した訓練）
- ②災害対策本部各部隊を行政棟及び講堂に分散設置する。
- ③新型コロナウイルスが全国的に発生している中で、県内にも感染者が発生している。

#### 3 参加者

(1) 三重県

三重県知事（訓練統括監）、危機管理統括監、災害対策統括部編成要員、各地域防災総合事務所・地域活性化局

(2) 関係機関

陸上自衛隊第33普通科連隊、第10飛行隊、自衛隊三重地方協力本部、海上保安庁四日市海上保安部、津市消防本部、四日市市消防本部、三重県警察本部、津地方気象台、国土交通省中部地方整備局

(3) 評価者

三重大学大学院工学研究科 准教授 川口 淳 氏

(4) 参加者数

県職員・関係機関 約210名

#### 4 訓練内容及び成果と課題

(1) 主要訓練項目

「三重県災害対策本部活動要領」及び「三重県広域受援計画」等の各種計画に基づき、次のとおり活動内容の確認を行いました。

- ①本部長指示事項に沿った、各部隊対応方針立案と、立案に必要となる他部隊や関係機関との調整内容の整理
- ②災害対策本部の各部隊を県庁行政棟及び講堂棟に分散設置した状況下において、部隊間や関係機関と適切な情報の伝達や共有方法を確認、活用できる情報共有ツールの検証
- ③災害対策本部活動における新型コロナウイルス感染症対策の検証

## (2) 訓練要点

### ①分散型災害対策本部について

県庁行政棟及び講堂棟に災害対策本部を分散設置するため、テレビ会議システム等のツールを活用し、適切な情報収集・共有、将来を予測した対応方針の立案を実施

### ②新型コロナウイルス感染症対策について

訓練を通じて、新型コロナウイルス感染症が発生している状況においても感染防止対策を行ったうえで災害対応を実施できることを確認

### ③基本的な災害対策活動の習熟について

各部隊がとるべき対応の一連の流れを確認することを重点的に行い、マニュアルや計画に沿った基本的な災害対策活動を習熟

## (3) 訓練評価

訓練評価者である三重大学大学院工学研究科の川口淳准教授からの評価は次のとおりでした。

- ・災害対策本部において「三つの『密』」を回避するために分散設置を行いました。分散した先の行政棟の一部で密の状態になっている部隊が見受けられました。
- ・情報共有ツールの活用について、より一層の習熟が必要となります。
- ・災害対策本部要員の中で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の体制について、今後検討が必要です。

## (4) 主な成果と課題

### ①分散型災害対策本部について

- ・災害対策本部の分散設置という初めての試みでしたが、他部隊への情報提供や依頼などを円滑に行うことができました。テレビ会議システム等のツールを活用することで、本部長指示事項や総括部隊から各部隊への指示をリアルタイムに共有することができました。
- ・災害対策本部を県庁講堂に集約して設置した場合と比べると、複数の部隊で同時に行う必要がある調整が、テレビ会議システム等だけでは十分に行うことができず、例えばこれまで地図で共有していた道路情報や救助機関の展開状況等の共有に時間がかかるなどの課題が残りました。今後は、分散配置の仕方について、関係性の深い部隊がより円滑に意思疎通を行えるよう配置場所や情報共有の方法について再検討します。
- ・現在、県では全庁を挙げてスマート改革の推進に取り組んでおり、防災情報システムやテレビ会議システムも含め、デジタル技術による様々なツールの整備と活用は、分散型災害対策本部の運営においても活かしていく必要があります。
- ・災害対策本部活動中における密をより低減するために、今回は利用しなかった会議室や今後購入する予定のエアテント等を活用し、十分な活動スペースを確保していきます。

## ②新型コロナウイルス感染症対策について

- ・今回の訓練では、他機関とともに活動する県庁講堂において、三重県が運営する接触確認システム「安心みえる LINE」の登録を呼びかけました。また、換気機能強化のために設置した大型送風機について場所と数が適正であることを確認できました。さらに、飛沫防止として設置した間仕切りについては、より多くの箇所に設置する必要があるなどの課題も明らかになりました。
- ・災害対策本部で活動中、職員に発熱等の症状が出た場合においても災害対策本部活動が継続できるよう、職員ローテーションを工夫するなど、検討を行っていきます。

## ③基本的な災害対策活動の習熟について

- ・今回の訓練想定では、各部隊における対応の一連の流れを確認することに重点を置いて、想定する被害を重要なものに限定したことで、情報収集や整理、対応方針の立案など基本的な災害対応力の向上を図ることができました。
- ・分散型災害対策本部での情報共有方法は、これまでの対面方式とは異なることから、防災情報システムの比重が大きく、これまでのやり方とは異なる部分もあったことから、今後も情報共有ツールの習熟も含めて訓練を重ねて、分散型災害対策本部での活動の熟度を高めていきます。

## (5) 今後の方針

今回の訓練の成果については、より効果を高めていくとともに、課題については対応方法の検討を行い、今年度中に実施を予定している第2回総合図上訓練の内容に反映していきます。

## 5 訓練実施状況

### (1) 総括部隊 (5階)



### (2) 総括部隊救助班、救助機関等 (県庁講堂)



### (3) 救援物資部隊 (2階)



### (4) 社会基盤対策部隊 (5階)



(5) 生活・経済再建支援部隊 (8階)



(6) 被災者支援部隊 (8階)



(7) 本部員会議、講評 (プレゼンテーションルーム)



## 4 令和2年度三重県・伊勢市・玉城町・度会町 総合防災訓練の概要について

### 1 訓練の目的

地域防災計画に定める3つの視点（関係機関との連携、地域の災害特性に応じた訓練、住民参加）をふまえ、関係機関及び市町との連携を図ることを目的として、伊勢市、玉城町、度会町において三重県総合防災訓練を実施します。

今回の訓練では、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況における大規模災害への対応を訓練のテーマとして、訓練内容や規模についても「三つの『密』」を避けるなどの対策を取り入れた訓練とします。

### 2 訓練日時・場所・想定

(1) 日時：令和2年11月15日(日)

(2) 場所：(メイン会場) 伊勢市

[伊勢市立桜浜中学校、伊勢志摩総合地方卸売市場、  
三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)他]

(サブ会場) 玉城町、度会町地内

(3) 想定：新型コロナウイルス感染症が発生している状況で、南海トラフ地震が発生

### 3 参加者

(1) 主催：三重県、伊勢市、玉城町、度会町

(2) 関係機関(予定)：

国土交通省中部運輸局、陸上自衛隊第33普通科連隊、三重県警察本部、  
海上保安庁鳥羽海上保安部、一般社団法人三重県警備業協会、  
株式会社NTジオテック中部、一般社団法人三重県ドローン協会、  
一般社団法人全日本ドローン協会、一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47、  
一般社団法人三重県トラック協会 等

(3) 評価者：三重大学大学院工学研究科 准教授 川口 淳 氏

### 4 訓練内容(予定)

(1) 一次避難場所への津波避難訓練

①津波浸水想定地域における住民避難訓練

②避難する住民の誘導訓練

(2) 救助機関と連携した救出救助訓練及び航空機等での被害状況調査訓練

①津波避難タワーからの航空機による吊り上げ救助及び搬送訓練

②救助された傷病者の救急搬送訓練

③津波避難タワーから避難所への移動支援訓練

④航空機での被害状況調査訓練

⑤ドローンでの被害状況調査訓練

